

第十六回国会  
衆議院

地方行政委員会議録第八号

昭和二十八年七月二日(木曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

委員 加藤 精三君 理事 富田 健治君

委員 床次 徳二君 理事 西村 力彌君

委員 河原田 謙吉君

委員 吉田 重延君 橋本 清吉君

委員 藤田 義光君 北山 愛郎君

委員 瀧井 義高君 横路 節雄君

委員 伊瀬 幸太郎君 大石 ヨシユ君

委員 大矢 省三君

出席政府委員

国家消防本部長 瀧野 好鶴君

建設事務官 (計画局長) 澁江 操一君

委員外の出席者

大蔵事務官(銀) 狩谷 亨一君

行局保険課長 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

専門員 長橋 茂男君

七月一日

地方税法の一部改正に関する諸願

(福井勇君紹介)(第二二〇一号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第二二〇二号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第二二〇三号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(佐藤虎次郎君)(第二二〇六号)

同(福井勇君紹介)(第二二〇七号)の審査を本委員会に付託された。

同日

自動車税引上げ反対に関する陳情書

(宮崎市上野町三丁目三十二番地宮崎自家用自動車組合組合長竹崎健助外十一名(第五四六号))

クリーニング業に対する地方税軽減の陳情書(彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合理事前田春吉)(第五四七号)

を本委員会に送付された。

本日(福井勇君紹介)に付した事件

消防施設強化促進法案(内閣提出第二五号)

○中井委員長 これより会議を開きます。

消防施設強化促進法案を議題として質疑を続行いたします。質疑の通告がございますから、順次これを許します。門司亮君。

○門司委員 まず最初に私が聞いておきたいと思ふことは、損害保険の中で特に火災保険に関する全国の実態は、どういふ形になつておるかということ、一応聞いておきたいと思ふこと、その内容は、大都市、中都市さらには町村別の、総世帯あるいは建物に対する加入の率、契約の金額あるいは保険契約の各地の平均別というものがおわかりでしたら、お答え願ひたいと思ふます。

○狩谷説明員 ただいま御質問になりました点について、詳細な資料をただいま手元に持つておりませんが、私の記憶する限り概略のことを申し上げておきたいと思ふます。

御質問の点の火災保険の現在の普及状況については、戦前と比較してかなり、低水準にあるのではないかと考えております。二十八年三月末の契約の普及状況等については、まだ決算の数字がようやく確定した程度でございます。細目にわたる調査については全然できておりませんので、二十七年末の状況はわかりかねますが、先般二十六年度末の状況について調査した数字は、先般の調査より、今日手元に持つておられますので、はつきりしたことは申しかねますが、大体全国的に申しましても、世帯数に対する火災保険契約の件数の比率をとつてみますと、大体二〇%前後の数字が出るのではないかと考えております。ただ、世帯数を分母として、契約件数を分子にして比率をとつてみますと、実を申しますと世帯数の中に、いわば火災保険にかけなければならないようなもの、山の中の軒先というようなものも入つて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。また戦後の都市の形態で申しますと、大きな家に何軒か同居しているような形態も出て参りますし、アパートのような場合もありますし、分母になつて参ります。

上の数字が出て来るということは、言いかえませれば、重複保険が相当行われたのじやないかという一つの証左になるかと思ひます。一応ごく大ざつばな話でございますが、以上お答え申し上げます。

○門司委員 もう一回私お願いをいたしておきますが、従来の損害保険、損害保険といひましても火災保険に限つてもよろしゅうございませうが、火災保険の実態を、今お話しにありました程度より以上の資料が私はあると思ひます。これはある程度年鑑等を見てみましても、それから保険協会ですか、あそこを調べても、もう少し詳しい数字が出て来ると思ひます。それであなたの方で現状の保険状態というものについて何か資料でもございましたら、御提示をお願いしたいと思ひますのであります。同時にその中には被保険者の納めておきます保険料、これも年鑑が何かです、わかはずですから、大してむずかし問題でございませぬから、そういうものを年間大体どれくらいのものを含めておられるか、これを御調査願ひたいと思ひます。なおなるべく最近のものをお調べ願ひたいと思ひます。年鑑で調べてみましても、大体二十五、六年度、せい／＼二十六年程度くらいまでしかわからないのであります。現状をわれ／＼が知ることが困難でございますので、あなたの方からできるだけ近いものを出していただきたいと思ひます。

ということが一つの理由でありました。それから生命保険の方については料金が低いというよりも、むしろこういうふうには、貨弊価値が非常に変動してある時期には、案外生命保険をつけて、というふうな物の考え方を持つてゐる人でも遠慮するのが普通であります。ところが火災保険の方は、そういう率は割合に少ないのであります。大体一年契約くらいが多いのでありますから、比較的少ない。貨弊価値の問題からいつても、利用の問題から保険契約に來る影響は割合に少ないじやないか、そういうことで参りますと、この影響はやはり主として料金が低いということが、一つの大きな原因だと思ひます。料金の高いということに関連して、きようお話を願ひましたことは、すでにおわかりでございませうが、それに非常に密接な關係を持つておられます。例の消防施設の強化に対する法律案を政府は出してあります。そして二億五千万円の補助金を出す。これが三分の一の補助ということになつて参りますと、地方があと三分の二出すということになり、大体七億五千万円ばかりのものが、地方の財源で消防が強化されて來るということになつて來る。そこでこの上に立つた火災のことを考へて参りますと、結局はそのために利益を得るものは、もとより地方住民ではあります、営利会社である保険会社がこれの対象という、少し言い過ぎかもしれませんが、結果的には利潤を得る対象にならざるを得ないということになつて参ります。従つて一方においてその地方が、そういうたくさんのお金を出して施設をいたして生命、財産を守らうとすると、一つの

營利会社がその恩恵を受けるといふことは、私どもはあまり正しい社会状態ではないと考へる。従つて保険料率の問題について、大蔵省当局としてはこういう施設がだん／＼行われるに従つて、料率が引下げられることに對して、今日保險会社に對して注意され、あるいは勧告された実績がもしございませうれば、その内容をひとつお話ししたい。それからもう一つは、進んでそういうことをされる御意思があるかどうか、こういう点をお聞きしておきたいと思ひます。

○神谷説明員 まず最初に私の方からお出しいたします書類の問題について御了承いただきたいと思ひます。現在年鑑に出ておりますような数字は、二十六年年度まででございます。二十七年年度の数字につきましては、これは三月末に保險会社が決算をいたしましてから三箇月かかりまして、決算書類を整えるわけでございませぬ。私どもの手元には六月中旬以降ようやく集まりかけておられます、それはいわゆる決算的な数字が中心でございまして、ただいま御要請のありました火災保險だけについての地域別の件数とかいう統計は、とうてい現在ではまだ集まつておらないのであります。それから私どもの方としましては二十七年年度の結果を、並行的にとりまとめ中でございますが、年鑑が出版するまでといひます。年鑑の印刷はまた別といたしまして、数字が集計されるまでは、どうして最低二、三箇月は必要ではないかと思ひます。これまでのところは、戦後一時中止しておりました關係で、二十六年年度の年鑑も、たしか昨年の十一月か十二月になつて、ようやくできたよ

うな次第であります。ことしもあるべく繰上げて数字をまとめたと思ひますが、遺憾ながらまだ二十七年年度の数字が、十分そろわないのであります。そういうものにつきましては、二十六年年度の数字でかゝることにして、御了承をいただきたいと思ひます。

第二の保險料率の問題につきましては、火災保險につきましては、一般大衆から保險料を集め、それを事故が起りました場合には田舎に給付をしなればならぬ、保險会社はこういう使命を負つておるわけでございませぬ。その限りにおきまして、保險の中でも、火災保險は特に公共性の強い事業であると私どもは考へておられます。保險業法というふうな法規がございまして、私どもが監督いたしますのも、特に火災保險事業について公共性が強いということ、その公共性の問題から發して、その中でも特に私どもとして關心を持つておられますのは、ただいま指摘がありました料率の問題でございませぬ。火災保險料率の水準は、ごく簡単に申しますれば、損害の發生の度合に比例して、きまるといつたような性質のものであります。従いまして、消防施設の充実によりまして、損害率が低下いたして参りますれば、それだけ保險料を下げた契約者に還元するといふことが、当然に必要だと私どもは考へておられます。基本的な考へ方といひましては、現在の料率につきまして、一応の目標としては、戦前の水準を目標にし、さらに消防力の充実とか、家屋の密集状態がよくなつて來るか、あるいは家屋の建築構造がよくなり、さらにまた保險の普及がよくなると等によりまして、保險に關する

コストが下つて來る。こういういろいろな要素を考へますと、今後とも保險料率は引下げて行かなければならぬと強く考へておられます。

なお過去においてそういう保險料率の引下げについて、大蔵省が何らかの勧告をしたことがあるかという御質問でございませぬ。私の記憶いたします限りでは終戦後におきまして、当時の諸般の經濟情勢が悪く、損害率も非常に上つた時代がございませぬ。そのときに、保險料率増額の改訂をいたした。それ以後は二十二年にたしか増額の改訂を、三回くらいやつたことがあります。それ以後、二十四、五年ごろから逐次引下げの方向に向つておられます。二十六年も、三回くらい火災保險の範囲内で引下げを行つたかと思ひます。私が現在の部署につきまして以後、問題として取上げて参りましたのは、昨年の十月に工場物件を二割引下げました。同時にそれに伴ひまして、火災保險料率の作業割増し。これは中小工場あるいは町工場等、そういう施設についての割増し保險料であります。それを十月に実施したわけでございます。その後一般住宅の物件につきましても、引下げの勧告をいたして、また適正な水準の算定をやつて参りまして、本年の六月一日から住宅物件につきまして、全国平均いたしまして二割の引下げを実施いたして参ります。なお六月の料率改訂の際には、現在までの火災保險料率について、地域的に相当地でございませぬので、その点についてこれは各消防關係機關の特別の御助力をいただきたいと、その地域ごとの火

災保険度の算定を実施いたしました。それを基本にいたしまして、料率の引下げは正をいたしたのでございます。従いまして私がいまま全国平均で二割と申し上げましたが、これは地区別には非常な開きが出ております。たとえば東京を例にとりますれば、東京全体につきましては、大体二割五分強の引下げを実施いたしました。阪神につきましては、これは現在の料率自体が、東京に比べて比較的低いと認められておりますので、一割以内の引下げにとどめております。それから裏日本、北海道、東北等の料率は概して申しましたら、比較的高い水準にありまして、かなり大幅な引下げをいたしました。一番大幅な引下げをいたしましたのは、四割五分強の引下げをした地区が二、三ございまして、かようなことでもつて、本年六月に住宅料率を引下げをいたしましたときには、全体の水準を引下げると同時に、地区別の高低の是正についても努力したわけでございます。それにつきましては、消防力の充実等が重要な関係を持つておるのでございまして、私どもとしましては、今後これら料率につきまして、諸般の情勢の改善等と相まつて、なるべく安い保険料率を持つて行くべく考えております。

○門司委員 大体の方針はわかりました。それからもう一つお聞きしておきたいと思ふことは、これは去年、一昨年かと思ふますが、東京都から提出されております、いわゆる東京都が大体事業主の形になつて、火災保険の仕事をするという申請が、大蔵省に対して出ておるはずですか。これはいまだに

許可になつておらぬし、不許可にもなつておらぬ。大蔵省で振りつぶしになつておる。この理由がもし御発表できたら、御発表願ひたい。

○狩谷説明員 ただいま御質問がございました。これは一春年の八月ごろと記憶いたしますが、認可しないということでもつて、すでに通知を発送済みでございます。それで私どもとしては、一応本件は問題はないと考えております。その後におきまして、いろいろ御計画があるやに承つてはおりませんが、正式の申請等も同つておりませんが、本件は保険課といたしまして、一応片づいておるものと考えております。

○門司委員 却下された理由はどうか。

○狩谷説明員 却下になりました主要な理由は、当時の役所の内部的な書類等を検討いたしてみますと、大体二点あるようございまして、一つの点は保険業法の建前から考えますと、民営事業を主体として考えておるようございまして、東京都火災保険相互会社と申しますか、その案につきましては実質上公営的な色彩が著しく強い。従つて実質的に申せば一種の公営的な事業ということになるかと思ふます。もう一つは、元来民営を建前といたして、保険事業の中に、公営的なものが出て参るといふことになりまして、その間に公営のものにつきましては、公営なるがゆゑに一つの強力な地盤もあろうかと思ふますし、保険会社相互間の自由競争の点に非常な問題が起きて来るのではなからうか。その点に現在の民

営事業を建前として、保険業法の範囲を越える問題があるように考えられる。その点に一つの理由があつたように承知いたします。

それから第二の問題といたしましては、保険につきましては御承知のように危険分散の必要がございます。危険分散の方法といたしましては、再保険の取引といたすことが必要になつて来るわけでございます。当該申請の件につきましては、再保険取引の面におきまして円滑な取引が期待し得ないというやうな事情がありまして、その点から申しますれば、やはり保険として健全な運営が期待せられるという心証が得がたいという事情によりまして、免許を拒否されたものと考えております。

○門司委員 他の同僚からもかなりたくさん質問があると思ふますので、私はできるだけ簡単に申し上げておきたいと思ふますが、今の問題でややつきり出して参りましたものは、大蔵当局として火災保険が公共性を持つておるものであるということだけは、今までの御答弁で私は了解ができて、いわゆる民生の安定のために、こういう事業が必要だということが大抵私は言える。従つて非常に高度の公共性を持つておるといふことは言えると思ふ。そうなつて参りますと、今東京都の問題であります、東京都の問題については、その却下の原因が保険業法の建前から、大抵民営であるべきものを公営でやるということになること、事業の混乱を導く危険性を持つておるといふことが、大抵私は主たる問題であると考えられる。これは事業の混乱以外にないと思ふ。もし当局に公共性をもつてこつていふものをやつては

いけないというお考えがあるならば、これは別であります。今の当局のお考えを聞いておきますと、民営の建前をとつておる一方に、法律があつてさらにそれが公営で行われるということになる、保険業自体にやはり混乱が出て来る。こういう見方が強いと私は解釈するのであります。その点は一応わかるのであります。

その次に出て参りますもので、もう一つ大きな原因となつておる問題は、保険についてのいわゆる再保険の問題、保険を安全にするこのために、やはり再保険が必要だということも一応了解ができるのであります。こういうことになつておりますので、私聞いておきたいと思ふことは、再保険の問題については、私はやはり方によつて大してむずかしい問題ではないと考へる。そこで地方自治法の二百六十三條の二に書いてありますが、自治体相互間の建物その他については、共済の制度によるということになつておる。そうしてそれは一つの特別な団体がそれを持つておるわけでありまして、日本全体の自治体相互間の一つの機関としてそういうものが運営をされておる。従つてこれは事業の形からいいますと、一つの業態のようではあります。が、実態からいいますと、全国の自治体がみな入れば、一万幾つかあると思ふますが、たゞさんの日本の自治体全体が再保険をしておるといふ形を示している。再保険という形はなつていないが、実際にはそういう形になつておると私は思ふ。そうなつて参りますと、再保険に対して、方法によつては、再保険に対する一つの、大蔵当局がお考えになつておるやうな危険性はなく

なつて来ると思ふ。この地方自治法二百六十三條の解釈を拡張して解釈することになつて参りますと、地方の公共団体の持つておる建物がないに、地方の住民がこれを行ふことができるということになれば、再保険の問題も杞憂はなくなりまして、さらに保険に對する第一の理由であつた業態の一つの混乱ということも多少残るかもしれないが、公共性が非常に強いものでありまして民生安定のためにこれを相互間に引つて行くといふやうなことになる。参りますと、これは地方の自治行政の面にかなり大きな影響を持つて参ります。こういうことは、一方において今回の法律だけでも大体七億五千万円の支出を伴つておる。同時に地方の住民が自己の責任においてお互いのそうした損害を防止して行くといふ防火の觀念にはかなり強い影響を持つて来ると思ふ。こういうことを考へて参りますと、やはりこの二百六十三條の解釈を、もう少し広げて、地方の公共団体がこつていふ事業を行ふ得る制度にすることがよいと思ふ。今の日本はきわめて不安定な時期であつて、生命保険とこれは全然別な問題であります。おそらく火災保険は利殖を目的として加入をして居る者はないと思ふが、生命保険の方はかなり利殖を目的とした加入者が多いと思ふ。同じ保険でありましても、被保険者の心理はおのづから別な形を持つておる。こつていふ保険の業態に對しては、一方に火災を防止するといふいわゆる被害を少くするといふこと、もう一つはお互いがそれによつて援助をし合ふといふこと、さらに

なつて来ると思ふ。この地方自治法二百六十三條の解釈を拡張して解釈することになつて参りますと、地方の公共団体の持つておる建物がないに、地方の住民がこれを行ふことができるということになれば、再保険の問題も杞憂はなくなりまして、さらに保険に對する第一の理由であつた業態の一つの混乱ということも多少残るかもしれないが、公共性が非常に強いものでありまして民生安定のためにこれを相互間に引つて行くといふやうなことになる。参りますと、これは地方の自治行政の面にかなり大きな影響を持つて参ります。こういうことは、一方において今回の法律だけでも大体七億五千万円の支出を伴つておる。同時に地方の住民が自己の責任においてお互いのそうした損害を防止して行くといふ防火の觀念にはかなり強い影響を持つて来ると思ふ。こういうことを考へて参りますと、やはりこの二百六十三條の解釈を、もう少し広げて、地方の公共団体がこつていふ事業を行ふ得る制度にすることがよいと思ふ。今の日本はきわめて不安定な時期であつて、生命保険とこれは全然別な問題であります。おそらく火災保険は利殖を目的として加入をして居る者はないと思ふが、生命保険の方はかなり利殖を目的とした加入者が多いと思ふ。同じ保険でありましても、被保険者の心理はおのづから別な形を持つておる。こつていふ保険の業態に對しては、一方に火災を防止するといふいわゆる被害を少くするといふこと、もう一つはお互いがそれによつて援助をし合ふといふこと、さらに

の全部が再保険すれば、かなり大きい再保険になつてちつとも危険性はないと思ひます。もし危険性があれば国が補償する以外にはないと思ひます。そういうことで今東京都の問題で不許可になつた原因というものは、大体私は削除されるのではないと思ひますが、当局はこういう点についてどういふふうにお考えですか。

○特谷説明員 たいまお話がありました都営火災に関する問題の再保険に関するものは、ある程度方法その他によりましては技術的に解決する方法はないわけではないと思ひます。ただあの段階においてそういう方法がないという事は事実であつたかと存じております。その方法といたしまして、地方自治法の現在の相互救済事業の規定を拡張するかどうかということにつきましては、私どもの立場としましては多小問題があるのじやないかと考えております。それは第一に、保険事業というものは民営が主体であるということをお考えいただきました場合においては、これは私どもの意見なり私見としてお聞き取りをいただきたいと存じますけれども、保険というものは、やはりなるべく大きく広い範囲において危険を集めて、それをまた広く分散するということが、保険の本質ではないかと考えております。従ひまして、保険会社の力が弱くなるというような形の保険制度自体ができていくということについては、それは一般保険事業の健全な発達という点から見れば、かえつて問題が残るし、それから保険の加入者の立場から見ましても、いわば保険契約者の保護という見地から見ましても

問題が残るのじやないか、広く危険を分散するという点は、保険の国際性という問題となつて来るのでございまして、わが国でとりました契約についてもロンドンとか、ニューヨークへ出ず、またロンドンやニューヨークの契約を日本に持つて来るというふうな形で国際的に危険の分散を行う、こういう組織で行く。全体のそういう再保険取引、全体の機構のことを考えてみますと、どうしても日本の場合におきまして、民営保険会社が堅実な基礎の上に立つて業務が運営されるということが、必要だろつと思ひますけれども、保険制度の問題といたしましては、なるべくその力を減殺するような形で制度は好ましくないということ、原則論としては申せる、そういう観点から申しますと、現在の地方自治法の規定につきましては、現在の法律ではあつたておられますけれども、問題があるわけございまして。さらになお広く都道府県の住民も、それに入れらるというふうな形にいたしました場合には、これは保険業法でねらつております被保険者の保護、あるいは保険契約者の保護といふことが抹殺されてしまふような可能性があるのじやないかと考えまして、私はさような方法はおとりいただかないように希望いたしております。

○門司委員 私は質問はこれでやめようと思つたのだが、今のお話を聞いておきますと、私どもの考え方とちよつと違ふようでありまして、私は保険はしろつとでありまして、保険はもとより危険分散をするというのが、正しい行き方でありまして、正しい行き方であるから、結局問題をできるだけ大きく

願ひして、国全体がこれを保証するといふ建前、今外国の再保険云々がありましたけれども、これには限度があります。日本の保険会社が外国の再保険に對して、つづの関連性を持つておりましても、無制限に世界のいづれの国でもやるというわけではございませぬ。必ずこれには限度があります。従つて保険会社自体の今日の契約高に對する再保険が、一体どの程度であるか、過去の事例を見て参りまして、大きな火災が一体支払われたかどうか、こういう問題は一体どうなつておるか、あるいは債務になつておるのか何になつておるか私にはわかりませぬ。われわれは、少くとも危険を分散するといふなら、やはり危険を分散するといふ大きな建前をとつてもらひたい。今お話の中にあつた地方自治法二百六十三條

これほど危険を分散しておるものはないと思ひます。町役場が一つの火事で、べんに、三つも四つも焼けることは毛頭ありません。東京の役所と横浜の役所が一緒に同じ火災で焼けることはない。これほど危険を分散した制度はない。危険分散の制度は、一面から考えてみますと、保険契約者と保険業者の間における一つの危険の分散が考えられますし、それから危険の発生分散も考えなければならぬ。どんなに分散しておりましても、たとえば甲の地区なら甲の地区に、一つの会社の保険契約者がたくさんあつた場合には非常に危険でありまして、これにどんなに再保険をつけておきましても危険であります。これは全部一べんに被害が起るからであります。これが全国的にやつとわか

れている場合には、一度には火災は起らぬのでありますから、全国の契約したものが一緒に焼けるという危険性はないのであります。必ず危険は大きく分散されておつて、危険性がなかつた。従つて今のお考えのようないふことは、保険業法自体を守つて行くといふ建前が言へば、そういうことが言へると思ひますが、個々の保険をかけておられます者の立場からいへば、一里も二里も離れておるところに同じような会社の契約をやつておる方が、はるか

私に危険は分散される。私どもが危険を分散しなければならぬといふことは、そういう一つのものの考え方に立つてやることでもあります。なおそれに自治体の総合的援助関係を持たして行く。私は今の大蔵省の考え方は間違ひではないかと思ひます。業態自体を中心としてものを考えるにすれば、大蔵省の方が言われるようなことが言へると思ひます。しかし今保険業者が保険を募集いたしておられます場合に、そういうこととはある程度加味しております。従つてこれについては非常に迷惑しております。二、三年のうちに火災の統計の非常に多いところには、火災保険の勧誘に行きませぬ。うつかりあそこに行くといへんなことになるといふ危険地域がある。赤線区域じやないが、ちやんと事実上の赤線区域があつて、その地域では保険をつけたくても保険をつけさせないという現状であることは事実であります。もしつけようすれば実際の保険料率が高い。この危険性はどこから来ているかといふと、今のようなお考えから出て来てる。実際は逆を行つておる。従つてこの保険の危険性をなくするといふならば、先ほど

から申し上げておりますように、非常に広範囲にわたる保険の方がはるかに危険性が少ないと思ひます。一箇所で一つの町が全滅するよう大きな火災がありまして、五百戸焼けても、その町自体としては五百戸といへば非常に大きな被害ですけれども、日本全体からいへば、被害率としては非常にわずかで、こういうものについての補償はなし得るわけですから、だから保険の安全性から申しますれば、今のような大蔵省のお考え方はわれわれとかけ離れておる。そして保険自体を見る目が、保険業者を中心として見ないで、保険業を中心としたもの見方ではないかと考えられるのであります。今のお考え方については、私はここで討論しようと思ひませぬから一応承つておきます。

最後にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、現在の火災保険料率に對する会社の経費、それから損害を支払つた高との割合、これは一体どのくらいの割合になつておりますか。  
○特谷説明員 二十七年年度の決算の数字は、先ほどお答えいたしましたように、実はまだ十分とめてはおりませぬが、火災保険のみならず、ほかのもの全体を含めましての収入保険料と保険金支払いの実績は、大体二五%強になつております。火災保険につきましても、二十七年年度の実績はほぼ同様な水準ではないかと思つております。  
○門司委員 二五%ということになりますと、残りの七五%は利潤と解釈してよろしゅうございませぬか。  
○特谷説明員 保険料の構成は、われわれが理想的だと考えておりますものは、火災保険については、大体保険金

の支払い額が収入保険料のうちの四〇  
多ないし四五％ぐらいの水準のもので  
あると思ひます。ただ火災保険につき  
ましては、年度間にいろいろでござい  
がございまして、その中でございませ  
どもあわせて考えていただかなければ  
ならぬ。しかし理想としては、大体長  
期にわたつて平均した数字で、四〇％  
ないし四五％ぐらいの程度の損害率の  
保険金支払額が出て来るものが正常な  
目標だと思います。私どもはその数字を  
水準を定めるわけでございませぬ。

今の七五％は保険会社の利潤かとい  
う御質問でございますが、実は保険に  
つきましては短期のその年度について  
通常起るべき損害のほかに、異常危険  
というものがございませぬ。これは過去の  
統計によりまして、何年に一度とい  
うふうにはつきりいたしたものでござ  
いませぬけれども、たとえば五年  
に一度とかあるいは十年に一度とかい  
う形で、大火が起る危険性がございま  
す。その大火のために備へまして、平  
生から準備金を積んでおかねばならぬ  
という点がございませぬので、その分は  
当然将来いつの日か契約者に還元され  
て行くという意味で、ただちに保険会  
社の所得になるわけではございませぬ  
。保険会社の経費なり所得なりに使  
われるべきものは、大体の目標とい  
しましては五〇％以内にとどめるとい  
うことで考えられなければならないと思  
ひます。五〇％以内のもののうち、  
十五％は代理店の手数料でございま  
す。あと三五％が保険会社の社費にな  
る。その三五％につきましては、極力  
これを圧縮する。圧縮された形で経営  
が行われるということが望ましいと思

います。私どももいたしましては、現  
在料率の是正の問題につきましては、  
社費の圧縮という点について勧告と申  
します。常々警告を發してきて、極  
力社費を膨脹させないように指導して  
参つてゐるつもりでございませぬ。

〇門司委員 私はもう少し誠意のある  
答弁といひますか、正しお考えの  
とにひとつ答弁を願ひたいと思ひま  
す。今の火災の話であります。二年  
か三年のうちに大きな火災があると言  
いますけれども、その保険会社が必ず  
そこに關係があるかないかということ  
も問題であります。大体日本の家屋  
の焼失は二百年に一回です。そんな  
にむやみやたらに家は焼けてないはず  
です。人間の方は大体死ぬことが確定  
的でありますから、これは計算が比較  
的簡単にできるのであります。火災  
はそんなに三年に一回、五年に一回、  
八十年に一回、十年に一回、五年に  
一回、ふうに起る筋合いのものでは  
ありません。日本の火災は、われ／＼  
が常識的に考え、さらに一応記憶して  
おります範囲においては、大体二百年  
に一回くらいしか起つておらぬ。一  
代のうちに二回も三回も焼けて出され  
る人はありません。戦災は別であり  
ますが、戦災を考慮に入れて、そん  
なにとくさんはないと私は考えてお  
ります。ところが今の課長さんのお話の  
ように、五年に一回、十年に一回火災  
があるから、それに備へなければなら  
ぬといふことになると、火災の率とい  
うものが非常に高くなつて来る。こ  
ういふ議論は別といたしまして、今の話  
からいひますと、率直に申し上げま  
して、今の課長さんのお話を率直にそ  
のまま受取つてみましても、保険の料率  
を現状よりも一割五分ないし二割下

でも支障はないという結論になると思  
ひますが、そういうふうには解釈してよ  
ろしゅうございませぬか。

〇狩谷委員 私の説明がまずかつた  
ために、私の誠意まで疑われるとい  
うことは非常に遺憾でございませぬ。  
私も一度今の点を御説明申し上げた  
と思ひます。今の罹災統計につきま  
しては、お話を通り戦前の水準をとり  
ますと、千軒のうちの罹災軒数は大体  
二軒くらいじやないかと思ひます。そ  
れから異常災害と今申しましたのは、  
たとえば昭和九年の函館の火災のよ  
うなときでございませぬ。あれのあつた年  
度につきましては、多分千軒のうち二  
軒、すなわち五百軒のうち一軒とい  
うような数字が出て来るというものが、全  
国の、これはおそろしく山の中も農  
家も含めての統計だろと思ひます。  
火災統計を見てみますと、戦前の数  
字あたりでございませぬ。大体千軒の  
うち二軒前後というものが一般の水準で  
ございませぬので、それを頭に置いて料  
率の問題も考えておるのでございま  
す。それで参りますと、昭和九年の函  
館の大火のあつた年度が、千軒のうち  
四、五軒という数字になります。それ  
から昭和十五年ごろ静岡の大火があつ  
たのですが、この年度がやはり千軒の  
うち三軒から四軒くらいに上つてお  
るのではないかと。私が異常危険と申し  
したのは、そういう函館の大火とか静  
岡の大火とかいうようなものあつた  
年度を頭に置いて申したのでありまし  
て、それがあつたために保険料がむちや  
くちやに高くなるという意図で申し上  
げたわけでは毛頭ありません。ただそ  
ういふものがあるから、千軒のうち二  
軒というものを標準にして

料率をつくるのではなくて、二何軒を  
標準にしてつくりなればならぬとい  
うことが一点と、それから全国の家  
全部保険につけておられますれば、そ  
ういふ数字が出て来るわけではござい  
ませぬ。現実におきましては先ほど  
も御指摘がありました普及の問題があ  
りました。その場合に、罹災するおそ  
れが少いようなものは契約者に入つて  
来ないという点があります。私ども  
言葉で逆選択と申します。その逆選択  
の問題がどの程度の比率であるかわか  
りませぬが、その逆選択が入ると想像  
すれば、保険会社の統計だけで押さ  
えれば、大体千軒のうち四軒というよ  
うな数字が出て来る。いづれにしても  
千軒のうち三軒ないし五軒というくら  
いの見当が営業保険につけておられ  
ますものについて危険の度合いではな  
いかと、ごく大ざっぱには考えませぬ。現  
在の保険料率につき、その点をまず  
釈明させていただきます。

第二に、現在一割五分ないし二割程  
度を引下げていこうというように了解  
してよろしいかと御指摘がございま  
した。実は先ほど御説明しました  
六月の住宅物件の改訂も、さういふ数  
字が出るであろうというのを予測い  
たしましたのと、同時に過去四箇年の  
罹災損害発生率等を検討いたしました  
ので、その上で引下げたものでござい  
ます。今後同様な考え方から、過去の統  
計をとりまして、その平均値をとりな  
がら損害発生率に依つて下げて行く  
ことといたしまして、申すまでもないこと  
でございませぬ。現在すでに全  
国平均の住宅料率が六円弱になつてお  
ります。その六円弱になつておるとい  
う数字は、二十七年の数字を予測い

たしまして織り込んだものでございま  
すから、二十八年年度におきましては二  
十七年度の今申しましたロス・レイジ  
オは必ずや上つて来るだらうと考へて  
おります。今住宅についてこの六月に  
下げました分を、さらに切り下げると  
いふことを考へておるわけではござい  
ませぬ。

〇門司委員 今引下げるのが可能で  
あるかどうかということでありませぬ。  
今あなたの方で手当をされておるの  
を別にして、一体引下げるのができる  
のかできないのか。私どもは今一割五  
分ないし二割くらい引下げていこう  
という数字が出て来たように聞ひまし  
、われ／＼も考へたのですがその点も  
一度はつきり聞いておきたい。

〇狩谷委員 ただいまのような数字  
が出るであらうということ前提にい  
たしまして、六月に二十七年水準よ  
り全国平均で二割引下げたわけがござ  
いませぬ。従つて御説の一割五分ないし  
二割引下げるべきだといふ点につ  
いては、私ども全然異存がないのであり  
ます。ただ現在、住宅料率については、  
さういふ形になつておるといふこと  
を補足的に申し上げたわけでありませ  
ぬ。現在の住宅料率をさらに一割ないし二  
割下げるといふことを申したわけでは  
ないものであります。

〇藤田委員 私保険課長に簡単に伺  
いますから御答弁も簡明にお願いいた  
したいと思います。

ただいま大体要点は門司委員から御  
質問があつたのであります。全国一  
流の保険会社である東京火災の二十六  
年の実績を見ますと、事務費が五三  
％になつております。集めた金が約七  
億、そのうちから払いもしましたの

はわずかに一八%という状態でございます。先ほど都府管保を却下されました理由を言われましたが、実はそういうことを想定いたしましたして、国会では昭和二十三年に自治法を改正いたしました。先ほど門司委員から発言のありました二百六十三条の二という規定を新設したわけでございます。この規定を新設しまして、ただちに全国町村会あるいは市会の共助会、共済会というものが発足したわけでございまして、当時の立法者の気持からいたしまして、先ほどの保険課長の御答弁というものは立法者の気持に沿わない。現行保険業法三十四条というものが金科玉条であるというふうな御答弁、つまり保険会社は営利会社たる株式会社、相互会社はほとんど生命保険でございまして、火災保険会社は株式会社でなくしてはならぬというふうな意味の御答弁に解したのでございまして、この法律ができました以後の、たとえば北海道の共済協同組合の設立経過を見ましても、保険料が高過ぎる。保険事業は公益事業でなくてはならぬという本質を、現在の保険会社が没却しておるがために、自然発生的に保険事業と同質のものが、全国に続出しつつある現状でございます。この現状からしまして、現在の保険業法を全面的に改正すべきである、かように私は考えておるのであります。戦争前の感覚をもつて保険事業を解釈するということは、終戦後の現実に沿わぬのじやないかと思っておりますが、保険業法の改正に對しまして、何か準備がありますかどうですか、お伺いしておきます。

多少抽象論を申し上げたわけでございまして。保険というものはなるべく大きな集団がとれるようになつてくたした方がよいという一つの原則論を申し上げたわけでございまして。それからもう一つは、保険業法の建前からいへば、民営事業が主体であるということを中心しての原則論でございます。その原則論を申し上げたつもりでございます。その点原則論を申し上げたというところで、まず御了解いただきたいと思つて、株式会社と相互会社というふうな主体を限つておきます。その点は私どもとしまして、さらにその範囲を拡充する必要があるのでないかということ、戦後つとに研究いたしてございまして。昭和二十一年だつたかと記憶いたしますが、金融制度調査会ができましたとき、またそれ以後でも、数回にわたりました。研究いたしてございまして、内部的には研究いたしてございまして、なか／＼これは成案ができませんので、今日まで実は遷延しているような状況でございます。最近組合形態での保険事業が各地で行われるような形勢でございますが、これにつきまして私は、健全なもの、組合の形でも健全経営が行われぬという保証は必ずしもないと思つております。現在の保険業法の建前について再検討する気持は、十分持つております。

○田委員 昭和二十三年に消防法ができて、消防施設強化に關して地方財政の負担が非常に強化されて来たのであります。従つて、今回消防施設強化促進法を通過させると、さらにこの地方財政の問題が深刻になつて来ると思つております。その際におきまして、

○持谷説明員 ただいまお話しがありました二十六年度の数字ですが、私は、この数字に何か間違ひがあるのじやないかという感じを持つのでございまして、二十六年の数字につきましても、大体保険金の支払い額は二割五分強といふかつこうになつております。この二割五分強と申しますのは、いろ／＼の保険を含めての問題でございます。火災保険につきましても必ずしもそうならないかもしれません。——たいへん技術的なこと申し上げて恐縮でございますけれども、実は保険に關して年度の問題がございまして、契約が上昇している過程におきましては、保険期間が一年ずつずれるかつこうになり、契約に入つた年度と、爾後の支払う年度とは翌年度になるわけでございます。そういう關係がございまして、今、今年度のだけの計算をとりますと、比率がかなり低く出るといふ事情も御了解いただきたいと思つて、

それから保険会社の資産運用について、ごく簡単に話いたします。保険会社の資産運用につきましては、これは、保険業法施行規則によりまして、かく運用されるべき資産の範囲を定められております。たとえば國債とか、地方債とか、貸付とか、それから社債、その他の有価証券、こういう形になつておるのであります。その比率につきましても、財産方法書という、保険会社の内規できめず方法書で認可することになつておりました。それに詳細に比率が書いてあります。大体の考えとしては、これは契約者から領つてくる財産でございますから、安全に運用されなければならぬということと、一旦火災が起りました場合に、円滑に支払いが行われるためのいわゆる換価性のある財産でございまして、それから最後に投資する資産内容に關するといふような構想で社債、有価証券、國債、株式貸付、貸出とか、あるいは現金形態の預金、こういったいろいろ／＼な種類に変化を持たせたいことを考えておられます。それにつとつて保険会社がやつておられるわけですが、さらに個々の貸出し等につきまして、そういう一般原則から申しまして好ましくないようなものがありました場合には、私どもの方でもつて決算のときに提出します書類の内容を見て検討し、注意もいたしまして、またそのほか定期的な検査を実施することになります。その検査に際して貸出しの内容について、不健全なものがないかどうかという点は監督いたしておるわけでございまして、

○田委員 最後にお願ひと質問をいたしておきます。全国町村有物権災害共助会の二十六年の実績によりますと、大体保険料は一般保険会社の四〇%ないし五〇%でございます。非常に低い負担金を徴しながら実際に共助金の支払いをいたしましたのはわずかに三三%であります。従つて保険会社並の保険料と仮定いたしましたれば、払いもどしたものはわずかに一六・五%であります。そのほかに関係町村に對しまして共助金は二〇%の払いもどしをいたしておられます。こういう生き残数字を見ましても、私は現在の保険会社の保険料の問題、それから保険会社の公益性の問題、それから集まり

した金の運用問題、これは国家的な見地から速急に検討いたしましたして、今少し全面的にやり直す必要があるのではないかと、かように考えておりました。この点に關しましては、大蔵省の保険課長として何か保険料の妥当な線、その他に關しまして構想がありましたならば、近い将来に当委員会に資料を出していただきたいと存じます。現在地方財政が急迫いたしておりますがために、特にこの問題に關しましては相互互助の機關が、全国に發生しつつある状態でありまして、当委員会としても根本的にこの問題を検討する必要があるかと存じておりますから、この点をお願いいたしておきたいと思っております。何か案がありましてお出しになる見通しがありますかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○狩谷説明員 いただいたところ大蔵省といたしまして住宅料率の引下げをいたしましたわけでございます。それにつきましては私どもとしまして現状の諸般の情勢から見ても妥当な水準であると考えております。これを今二十七年年度の決算の数字で、ただちににかえるほどの必要性を感じておりませんので、特別に保険料率の改訂についての案は、ただいまのところございません。

○加藤(精)委員 ただいま地方団体がやつている保険事業から見まして、保険料がはなはだしく高率で、しかも支払い率も少いというところから見て、それをどうお考えになつておるか比較して論じて、そうして現在の程度の下げでいいということの納得はなかく行かないのですが、もう少し率直に委員会の方へわかるように、今の地方団体の保険事業の関連において

御説明していただきたいと思っております。

それから第二番目に、商業協同組合などで共同施設として保険業をやつているところを現に大蔵省は認めていないから、商業協同組合などよりも、はるかに財政基礎も強固な、大きな市などにそういう事業を認めないというのには、どうもとんでもない見当違いではないか、こう思うのでありまして、大蔵省が地方自治を制限するといふ、そういう権能が一体あるものかどうかというふうな私どもは考えますが、その点の均衡論についてお伺いいたします。

○狩谷説明員 第一の共済会等の私有物件等の数字の比較検討は、実は私も手元に資料を持つておりませんので、いたしておりませんが、今後御趣旨に沿ひまして資料を集めまして比較検討してみたいと考えております。その結果大体の数字がもつと固まりまして、比較の対象になりますようでございます。それから、当委員会の方に提出したいと存じます。

それから第二の協同組合と公共団体との権衡論という点でございますが、私は民営事業が保険事業の主体になるという考え方が、現在までの保険業法の考え方であるということをお示ししておりますのでございしますが、市営あるいは都営でもつて保険事業をおやりになるといふ案につきましては、それは公共団体が民営事業と競合する立場になるといふ点を問題にしておる。公共団体の信用力の方が協同組合の信用力よりも強いか弱いか、そういう点を問題にしたわけではないのであります。

○加藤(精)委員 どちらもはなはだ遺憾なんでありまして、日本の保険に關する行政の総元締めは課長さんが、これだけ大きな現実になつておる、地方団体の側でやつてよい成績をあげておる保険制度について研究もしておらぬ、比較もしておらぬなどというところは、一体この場所に来ておつしやるのが實際どうかと思つたのですが、そういう他人行儀なことになしに、もつとほんとうのことをおつしやつて、そうして一緒に国政を研究するというような気持ちになつていただきたいものだと思つておるのであります。

それから第二番目の商業協同組合については、保険業を黙認しておる、そうして公共団体の黙認してないところか押えつけておるといふことは、商業協同組合も軒並の店舗なんかの火災の危険について、利害關係を持つていられるかもしれないけれども、地方公共団体の焼けた場合には復旧すべき幾多の施設にあり、また見舞金の額も相当なものがございますし、相当な利害關係があるわけですから、それでどちらにしても、地方住民の消費協同組合的なものでやつて、片方は強制設置で片方は強制設置でないだけの話なんです。そこはどちらもあまりものをかたく見られ過ぎるのではないかと、一体商業協同組合が共同施設としてやる事業そのものが消費生活の共同化ですから……。それが公共団体の消費の共同化という面から見て、理論的にも一貫性があるのです。それに対してそういう不公平なことをやつて、均衡がとれておるといふことを強弁なさるおつもりであるのかどうか。あまりにも子供だましのその場のがれの御回答のようで、どうもおもしろくないのでございしますが、ど

うどももう少し率直にお話を願いたい。

○狩谷説明員 私は、実はその場のがれの答弁をいたしておるのではございませんで、言葉が不十分なのと問題が非常に広汎にわたつておりますので、そのために意を尽し得ないことを申訳ないと思つておる。そこで実は町村有物件、市有物件等の共済化につきましては、現在保険業法の適用を除外されておりました、実は私どもの直接監督下にありまして、そういう点がございましたために、報告書等の詳細なデータは私も勉強して自治庁へお話ししまして、資料をいただいで、ここでただちに御返答できる、こういうふうなことになつておりますればよろしかつたのでありますけれども、そこまで勉強しておりません。

○門司委員 ちよつと……。この法律を改正するときに反対したのは大蔵省でしよう。そうしてできたものはあとには知らないというのはどういうわけですか。

○狩谷説明員 その点についての調査は十分でなかつたということはおわびしますが、一方で私どもが直接の監督の官庁でないという特殊事情も、御了承をいただきたいと思つておる。

○加藤(精)委員 まず驚き入つた次第であります。国の保険行政の総元締めの課長さんが、直接の監督ではないから、そういう問題は研究してないという問題を言ひ切つていいかどうかという問題であります。これは国家公務員の心構への問題なんかも非常に關係があるのだからと思つてございしますが、まあこれこれ言ひのをやめま

して、この次の地方行政の委員会まで、自治庁につかれました詳細をお調べの上、その比較表その他を御整備になつて、御提出願いたいと思つておる。

○狩谷説明員 ただいま御注意を受けました点につきましては、御趣旨に沿つて資料を集める等によつて、さらに検討したいと考えております。

○藤田委員 さつき要求した資料も出していただきたいと思つておる。資金の運用状況、集まつた保険金の状況、保険の料率の問題……。

○狩谷説明員 それではさつき保険に關する諸般の資料をお出しいたします。

○中井委員 此の機会にお尋ねいたしたのですが、先ほど藤田委員が御質問になつたうちで、二十六年年度の保険料の収入は二百三十億で、損害保険金として支払つたものが二十二億にすぎない。こういうことを言われたのであります。この数字は大蔵省でも大体お認めになるのでございせんか。

○狩谷説明員 ただいまの数字につきましては、さらに私も検討いたしておりますが、おそらく現実にはさつき数字はなからうと考へておりますので、何かどこか数字の間違ひがあるのじやないかと、先ほど御答弁いたしました次第であります。

○中井委員 それからもう一点、あなたの御答弁では損害支払額は、収入額の二五%に當ると言われました。そのうちには火災による損害以外のものも入つておるといふような趣旨の御答弁があつたのであります。その内容はどの程度に入つておるのであります。よろしく、そこをはつきり承りたいと思つておる。

**○狩谷説明員** 本来保険会社が行つておられます企業種別は、火災保険事業のほか海上保険事業、運送保険事業、自動車保険事業、その他各種の保険事業がございます。そのうちの大体六割が火災保険の事業でございます。私が申し上げました収入保険料に対して二五%強の保険金支払いになつておると申しますのは、その全体を通じての数字でございます。おそらく火災だけをとりとて見ても、大体それと違わないような数字が出るのではないかと、今手元に資料を持つておりませんので詳しくはわかりかねます。

**○中井委員長** 御趣旨はわかりました。従つてこういう資料を御提出願いたいと思ひます。保険会社全体としての保険料の収入総額及びその内容、ただいまおつしやつたように火災保険だけでなく、運送その他の保険があれば、それらの内容をすべて明らかにしていただきたい。同時に損害保険の支払つた保険金、それもまた総額、その内容、火災保険の分は幾ら、しからざる分は幾らということをお明らかにしていただきたいと思ひます。そうしないといふのは火災保険の分だけ見て、支出の分は火災保険その他の分をおまぜになると、正確なパーセンテージが出て来ないと思ひますから、その点は収入も支出も同じような状態においてお出し願ひたい。そうすることによつて、初めてそこにはつきりしたものが出て来ると思ひますから、そのようにお願いいたします。

**○藤田委員** ただいまの数字は、昭和二十七年六月二十六日付の業界新聞で非常に有力であります。保険毎日新聞に、火災保険分の報告として、内容が

はつきり出ている数字であります。「二十六年度の会社成績集計成る。火災保険成績三箇年は順調」という見出しで、この内容が掲載されております。それから先ほど課長から答弁がありました事務費も、東京火災だけを申し上げましたが、安田火災は四三・七%、日本火災は四一・五%で、いずれも保険金の四倍ないし六倍、アメリカの火災保険会社は平均二〇%にすぎないという統計も出ておりますから、御検討願ひたいと思ひます。

**○門司委員** 私は小言を言うようですが、当面の責任者たる課長さんが、統計がないとかあるとか言うことは、何れも課長さんの発表される程度のもので、今ここに年鑑を持つて来て、その通り書いてある。私は年鑑の発表をここで繰返して聞こうとは思はておらな。少くともこういう行政の責任者としておられる以上は、私は年鑑に発表されるような近い数字は大蔵省はつかんでおられると思ふ。これは役人のもの考へ方から、責任を他に転嫁するような意味で、向うから確定したものを持つて来ないから、おれの方は確定したものが発表できない。それは年度の計算がなければできないでしょう。しかし概要はわかるはずだと思ふ。大蔵省はそういう集計のはつきりしたものが年度末に出て来たものだけをベースとしておられるのではないと思ふ。保険行政を見られておつて、日々の報告があるか、月々の報告があるか、先ほど藤田君から話がありましたように、われわれ調べようとすればそういう日報なり、あるいは保険協会へ行つてみればある程度わかるのでありますが、それをわれわれがこゝへ持つて来て、この

数字が正しいといふことで議論することとはどうかと考へて差控えて、あなた方の言うことを聞いておる。もし大蔵省がそういうあいまいなことで、年度でなければわからぬというなら、何も大蔵省に多くの人員を擁して、何のたぬに人がいるか、そういうことを絶えず監督されておる立場から、私はこゝに解釈する。そうすれば新聞に発表された程度あるいはそれ以上のことが、私には大蔵省にわかつておると思ふ。だからひとつ隠さずに、何も秘密の事項でもないと思ふので、同時に原稿に出しても、政府が出して来る原稿は未定稿で出しておるものがたくさんある。まご／＼すると予算書のごときも未定稿で出してある。従つて確定したものでないからこゝで言えないのだというふうなきゆうくつなことでなく、今要求された資料はぜひひとつ出して欲しい。そうしてわれわれはやはりこういうことを調べておられます研究の資料にしてみたい。それは先ほど申しましたように、国と地方が七億五千万円の費用を出してこういう施設をしなければならぬという。片方には負担がかかつておる。そうしてそのことがいたずらに當利会社だけの利潤になるといふようなことは私はしたくないと思ふ。だからわれわれは聞いておるのであつて、決して保険会社をいじめようとか、あるいは大蔵省の立場を悪くしようという考へを持つておるのではない。この点はわれわれがどういふ法案を審議する一つの資料として、できるだけ親切に、できるだけ現状に近いものを出して欲しい。これだけを私は要求しておきます。

**○狩谷説明員** ただいま御注意があり

ました点につきまして、私どもとしても、何も自分たち資料がありまして、これを出さないとかいうようなことを申しておるのではありません。御承知のように年鑑という形でもつて私どものつかまえておられます数字は公表いたしてある次第であります。ただ一番最初にお話がありました各地域別の契約件数等の数字につきましては、そういう集計方法を月報その他でつておらないわけでありまして、従つて年度末の状態でもつて、その報告の際にあわせておるといふことを考へなければならぬのでございます。私どもはそういう場合におきましても、保険会社の各事業成績を見ることの中に、今までの徴収しております定期的な年報の書式には、地方別の契約の分布状況についての資料は持つておりませんから、手元にはないということをおし上げたわけでございます。この点は現在の年鑑にも入つておらないのであります。今後そういうものを年鑑の中に入れるかどうかという問題は、また別の問題としてございまして、ただ現状ではその資料は損害料率算定会でもつておられます。その資料は集計に相当日数がかかりますので、そちらの方はあるいは二十六年までの数字がせい／＼とやないかと考へております。私はあります資料を出さないということをおし上げたつもりは毛頭ございません。資料を持つてないものはいたし方ありませんから、ないことをお答えいたします。ある資料は出すということをお約束申し上げます。

**○中井委員長** 建設省から計画局長が見えておりますから、この機会に簡単

にひとつお進めをいただきます。時間がずいぶん過ぎましたけれども、しばらくごしんぼうを願ひます。

**○藤田委員** 昭和二十六年から記憶しますが、消防の施設に関する、特に防火貯水池に対する国の補助金を出すことになりましたが、これは建設省の都市計画で、この予算のわくを持つておられるということは事実でありますか。

**○藤江政府委員** その通りであります。

**○藤田委員** この補助金の配分に関しましては、国家消防庁の査定をそのまま全面的に採用されて、配分されておられるかどうか、お伺ひしておきたいと思ひます。

**○藤江政府委員** 大体その通りでございます。

**○藤田委員** この補助金を、実は當委員会が経済安定本部等に要求しまして強烈に運動を展開したのであります。が、もしただいまの計画局長の答弁のままですれば、これは行政の邪道であると私は考へます。国家消防本部が査定をしておれば、当然国家消防本部の予算の中にこれを入れて配分することが、行政の常識でなければならぬと思ひます。昭和二十七年年度においても同様な取扱ひをされたと思ひますが、どうでございますでしょうか。

**○藤江政府委員** やはり同様な方針のもとに建設省予算の中に組まれておるわけでございます。ただその理由をいたしますところは、これは藤田委員も御承知だろふと思ひますが、要するに予算を組むときに、公共事業費の中にに入れることが一応の条件になつております。従つてこれについて経済安



定本部等も消防の施設の劣悪という考  
え方なしに、むしろ公共事業費の中  
の都市計画事業の中へ一本化して入れ  
ておいたならばどうかということ等も  
ございまして、それらの意見等を取入  
れまして、建設省の都市計画事業、す  
なわち建設省予算の中に組み、こうい  
う経緯をたどつて来ただけのことであ  
ります。

○藤田委員 先般の当委員会における  
流野本部長の答弁によれば、金額が少  
いからこれを都市計画局に預けたまま  
にしておつたのだ、自分たちの立場と  
しては、当然国家消防本部に受入れる  
べきであるというような意味のお言葉  
がございましたが、二十七年年度予算の  
うち都市関係は二億三千五百万であり  
まして、そのうち五千萬元一億と  
いう数字は、決して少ない数字ではな  
いと思ひますが、この点は先般の本部長  
の答弁と、予算の実際の数字との食い  
違ひがあります、これはどういふ  
うに解釈したらいいのでありますか。

○蓋江政府委員 本年度予算編成の際  
における予算的措置を、建設省に組む  
か、消防本部に組むかという点につ  
いては、これは消防本部とも打合せし  
ておつたはずだと思ひます。従つてそ  
の点については予算編成方針がそつた  
ておるといふことについて、両者の間  
に意見の食い違ひはないと思つてお  
ります。ただ将来の問題としてこれをど  
うするかという点については、先般  
も消防本部から特に今回の法律等に  
関連いたしました、むしろ組みかえを  
したならばどうか、こういう御意見が  
ございまして、私もそれにつきま  
しては建設省の立場をいたしましては、  
それを否定する、それに反対すべき理

由はないように考へております。  
○藤田委員 そうしますと、今回の消  
防施設強化促進法が通過いたしました  
場合、二億五千万という予算はどの部  
門に計上されて、どういふふう  
に運用されるか、流野本部長からお伺い  
したいと思います。二十八年度の予算書  
のどの部分に計上されておられますか。  
また法律案が通つていないから計上さ  
れていないとすれば、今後どういふ  
ふうに確保して、どういふふう  
に運用されるつもりであるか。  
○流野政府委員 今回初めて予算に組  
まれます二億五千万円は、国家消防本  
部の部門の予算の中の、消防施設強化  
補助費という費目に表われてお  
ります。  
○藤田委員 補助費として予算の補正  
において要求されますか、当初予算に  
は出ていないように了解しておるの  
でありますが、それとも三十億の予備費  
のうちからまわされる予定でありま  
すか、どういふふうになってお  
りますか。  
○流野政府委員 今回国会に提案にな  
つております二十八年度予算に、は  
つきり出ておるわけでありま  
す。  
○藤田委員 そうしますと、この二億  
五千万の補助金に關しましては、消防  
本部の方で完全に一貫して運用され  
るわけでございますか。  
○流野政府委員 さうでございます  
。

たいと思ひます。  
蓋江政府委員 二十八年度につきま  
しては、先ほど申し上げました通りで、  
現状のままでは進捗はかたはな  
いと思ひます。二十九年度の問  
題につきましては、これは私が申し上  
げました考へ方によりまして、――お  
そらく予算編成の大蔵省当局あたり  
にも、いろ／＼意見はあるだらうと思  
ひますが、もし建設省の立場にこだわ  
つていろ／＼議論が出るといたしま  
すれば、私の方としては組みかえされ  
ては異存はない、こういう立場で話  
合ひをするつもりであります。つ  
もりではあります、大蔵省の考へ方自  
体については、これはまたその意味で折  
衝する、こういうことで現状では進  
捗はかたはなというふうに考へてお  
ります。

○藤田委員 大蔵省の考へ方で異論が  
あればということでございますが、お  
そらく常識的に、行政運営の実際から  
いたしまして、何も異論はないと思  
ひますが、従来何か問題がございま  
したか、どうですか、この際お聞きし  
ておきたいと思ひます。  
○蓋江政府委員 私は別にさうい  
う異論があつたというように聞いてお  
りません。聞いておりませんが、万  
一さうなことがあつたとしても、建設  
省としてはその方針で、大蔵省へ申  
し入れるということを申し上げてお  
ります。

○中井委員長 次回は公報をもつてお  
知らせ申し上げます。  
本月はこの程度で散会をいたしま  
す。  
午後一時六分散会

第一類第三号 地方行政委員会議録第八号 昭和二十八年七月二日

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局